

すべての項目で健全化基準をクリア

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)に基づき算定した、市の21年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率の状況をお知らせします。

■財政健全化法とは

地方公共団体には、次の事柄が義務付けられています。

- 健全化判断比率等の議会への報告、公表
- 健全化判断比率等が基準以上となつた場合、財政の早期健全化、公営企業の経営の健全化あるいは財政の再生を図るための計画を議会の議決を経て策定、公表など

の四つがあります。
これらの指標を「健全」、「早期健全化・経営健全化」そして「財政再生」の3段階で財政の状況をチェックします。
算定された各比率および算定対象となる会計の範囲は、次ページ表のとおりです。

■算定の対象

健全化判断比率等の算定は、一般会計などの普通会計だけでなく市の財政運営に影響を及ぼす公営事業会計、一部事務組合、地方公社などの財政負担も対象となります。

■健全化判断比率の基準

健全化判断比率には①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率――

一般会計などの普通会計だけでなく市の財政運営に影響を及ぼす公営事業会計、一部事務組合、地方公社などの財政負担も対象となります。

■1実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計などの実質的な赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。
ポイント!
当市の一般会計などについては赤字が生じていないため、実質赤字比率はありません。21年度における一般会計などの決算の黒字額は、21億5千万円です。

■2連結実質赤字比率

財産区会計を除くすべての会計の赤字と黒字を合算して、地

方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の悪化の度合いを示すもので

赤字が生じていないため、連結実質赤字比率はありません。21年

度における全会計の実質収支額の合計は、31億3千万円の黒

赤字です。

■3実質公債費比率

一般会計などが負担する借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。
ポイント!
当市の比率は17.6%で、早期健全化基準(25%)を下回っています。一般的に、公債費やこれに準じる経費は、削減したり、先送りしたりすることができない、いわゆる義務的経費であり、こ

の比率が高まると、財政の弾力性が低下します。市では、18%（地方債の発行について許可が必要となる比率）を超えないよう、財政運営に努めています。

当市では、水道事業、簡易水道

（地方債の発行について許可が必要となる比率）を超えないよう、財政運営に努めています。

地方公共団体の一般会計などの借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負債などの残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■4将来負担比率

当市の比率は15.1.6%で、早期健全化基準(35.0%)を下回っています。
ポイント!
当市の比率は15.1.6%で、早期健全化基準(35.0%)を下回っています。一般的に、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化したもので。この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消

することが難しくなります。
当市では、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業、工業団地整備事業の公営企業会計がありますが、すべての会計で黒字であります。
ポイント!
なお、その他の財政指標については、次ページ下表のとおりです。

資金不足はありません。

なあ、その他の財政指標については、次ページ下表のとおりです。

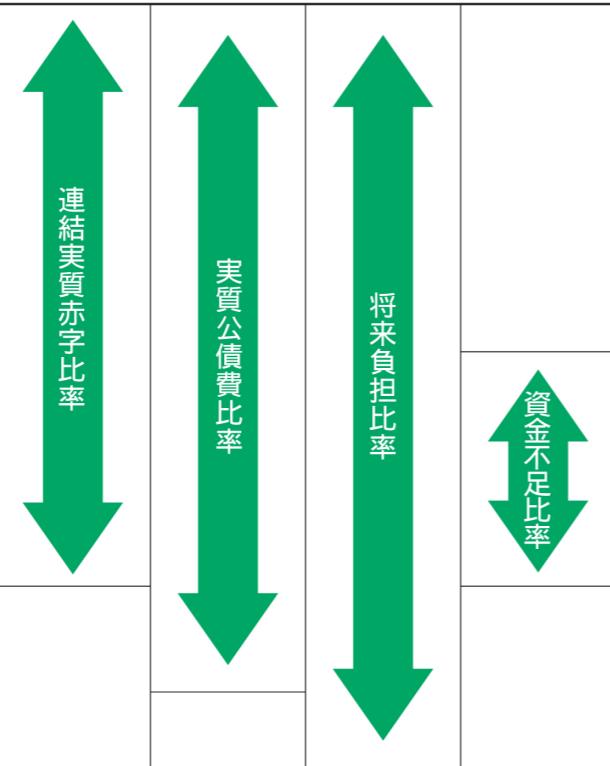
当市の21年度決算に基づく健全化判断比率等はいずれも早期健全化基準を下回っています。

■まとめ

しかし、健全化判断比率等はあくまで法定の指標であることから、早期健全化基準を下回れば財政運営上、問題がないといふことではありません。他の財政指標も含め総合的に財政状況を分析していく必要があります。

市総合計画の着実な推進を図るために安定した財政基盤を確立する必要があることから、市民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、なお一層の財政健全化の推進に努めていきます。

◎問い合わせ先
本府財政課財政係



■健全化判断比率などの対象範囲

一般会計		
一般会計等	一般会計等に属する特別会計	土地取得事業 都市施設等管理 市営バス事業 物品調達
一 関 市	公営企業に係るもの以外の特別会計	国民健康保険 老人保健 介護サービス事業
特 別 会 計	公営企業会計	水道事業 簡易水道事業 下水道事業 農業集落排水事業 浄化槽事業 工業団地整備事業
公 営 事 業 会 計		

一部事務組合…一関地区広域行政組合、東稻産業開発組合、岩手県市町村総合事務組合
広域連合…岩手県後期高齢者医療広域連合
地方公社…一関地区土地開発公社
第三セクターなど

■健全化判断比率などの状況と各段階の数値基準

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一関市の比率(21年度決算) ※下段()書きは20年度決算	— (—)	— (—)	17.6% (17.8%)	151.6% (167.6%)	— (—)
健全	【健全段階】	11.53%未満	16.53%未満	25%未満	350%未満
早期健全化・経営健全化 (自主的な改善努力による財政健全化が必要)	11.53%以上 20%未満	16.53%以上 40%未満	25%以上 35%未満	350%以上	20%以上
財政再生 (国などの関与による確実な再生が必要)	20%以上	40%以上	35%以上		
<参考>県内13市平均	—	—	16.1%	145.7%	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率および資金不足比率は赤字が生じていないので比率はありません。

■その他の財政指標

1 経常収支比率

財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど投資的経費などに使用できる一般財源が少なく、財政構造が硬直化していることを示します。地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費などの経常的支出に充てられた割合を表します。

▷一関市…88.1% ▷県内13市平均…88.6%

2 財政力指数

地方公共団体の財政力を表す指標で、この値が1に近いほど財政力が強いことを示します。普通交付税を算出する際に求められる各市町村の標準的な収入(基準財政収入額)を各市町村で標準的な行政サービスを提供するために必要な支出(基準財政需要額)で除して得た数値の3カ年の平均値です。

▷一関市…0.40 ▷県内13市平均…0.43